

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

(1)信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別) (単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上 延滞 エクス ポージャー	延滞 エクス ポージャー
				貸出金、コミットメントおよび その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ 取引			
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
国	内	966,185	1,001,957	803,004	816,193	57,302	55,312	－	－	3,725	6,549
国	外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地 域 別 合 計		966,185	1,001,957	803,004	816,193	57,302	55,312	－	－	3,725	6,549
製 造 業		70,210	71,253	45,319	47,688	23,623	22,508	－	－	328	339
農 業、林 業		2,061	1,907	2,061	1,907	－	－	－	－	－	－
漁 業		704	678	704	678	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業		320	314	19	14	300	300	－	－	－	－
建 設 業		130,445	131,976	127,121	128,725	2,717	2,715	－	－	881	2,331
電気・ガス・熱供給・水道業		8,594	8,154	6,699	6,419	1,221	1,219	－	－	53	－
情 報 通 信 業		6,135	6,450	4,446	4,768	1,322	1,316	－	－	48	13
運 輸 業、郵 便 業		36,672	35,349	32,450	31,312	3,927	3,814	－	－	7	194
卸 売 業、小 売 業		64,052	64,497	60,690	61,155	3,354	3,335	－	－	355	105
金 融 業、保 険 業		86,316	108,788	1,412	1,230	1,200	600	－	－	34	99
不 動 産 業		279,215	284,460	273,854	279,106	5,352	5,346	－	－	860	1,984
物 品 賃 貸 業		1,628	1,552	1,628	1,552	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業		18,125	19,295	18,125	19,295	－	－	－	－	82	136
宿 泊 業		1,797	1,672	1,797	1,672	－	－	－	－	－	499
飲 食 業		19,562	19,578	19,562	19,578	－	－	－	－	113	84
生活関連サービス業、娯楽業		17,970	18,520	17,966	18,516	－	－	－	－	4	48
教育、学習支援業		3,059	3,135	3,059	3,135	－	－	－	－	－	－
医 療、福 祉		3,501	5,049	3,500	5,047	－	－	－	－	63	120
その他のサービス		51,188	52,436	44,168	45,419	7,011	7,009	－	－	106	223
そ の 他 の 産 業		2,820	2,913	2,820	2,913	－	－	－	－	－	－
国・地方公共団体等		10,982	11,600	3,693	4,436	7,270	7,145	－	－	－	－
個 人		131,799	131,547	131,799	131,547	－	－	－	－	786	368
そ の 他		19,022	20,823	102	68	－	－	－	－	－	－
業 種 別 合 計		966,185	1,001,957	803,004	816,193	57,302	55,312	－	－	3,725	6,549
1 年 以 下		383,199	419,010	318,605	403,516	1,920	2,280	－	－		
1 年 超 3 年 以下		260,546	216,878	251,463	213,058	3,083	3,820	－	－		
3 年 超 5 年 以下		125,027	189,295	107,293	92,834	4,534	4,460	－	－		
5 年 超 7 年 以下		71,438	67,651	48,633	40,880	22,804	26,771	－	－		
7 年 超 10 年 以下		55,154	40,889	45,112	37,807	10,041	3,081	－	－		
10 年 超		45,157	42,045	30,240	27,147	14,917	14,897	－	－		
期間の定めのないもの		8,945	7,567	1,656	948	－	－	－	－		
そ の 他		16,714	18,618	－	－	－	－	－	－		
残 存 期 間 別 合 計		966,185	1,001,957	803,004	816,193	57,302	55,312	－	－		

- (注) 1.「貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等の資産や宗教法人、社団等が含まれます。
5.CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6.業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

(2)一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	令和5年度	5,473	5,982	5,473	5,982
	令和6年度	5,982	6,623	5,982	6,623
個別貸倒引当金	令和5年度	2,951	2,812	657	5,106
	令和6年度	5,106	1,659	3,500	3,265
合 計	令和5年度	8,425	8,794	6,130	11,088
	令和6年度	11,088	8,282	9,482	9,888

(3)業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

		個別貸倒引当金								貸出金償却	
		期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
国	内	2,951	5,106	2,812	1,659	657	3,500	5,106	3,265	12	4
国	外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計		2,951	5,106	2,812	1,659	657	3,500	5,106	3,265	12	4
製 造 業		58	358	300	328	0	356	358	330	0	—
農 業 、 林 業		—	85	85	—	—	85	85	—	—	—
漁 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業		932	1,966	1,087	734	53	1,407	1,966	1,293	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業		—	57	57	—	—	57	57	—	—	—
情 報 通 信 業		6	5	—	10	1	1	5	14	5	0
運 輸 業、郵便業		62	20	—	101	42	1	20	120	—	—
卸 売 業、小 売 業		264	437	294	23	121	368	437	92	3	2
金 融 業、保 険 業		66	82	30	3	14	7	82	78	—	—
不 動 産 業		557	746	200	109	11	272	746	583	—	1
物 品 賃 貸 業		—	2	2	—	—	2	2	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
宿 泊 業		260	239	—	161	21	—	239	400	—	—
飲 食 業		33	126	93	1	0	91	126	36	0	0
生活関連サービス業、娯楽業		—	—	—	—	—	—	—	—	0	—
教育、学習支援業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉		23	64	64	96	23	64	64	96	—	—
その他のサービス		349	642	435	59	142	570	642	131	0	0
その他の産業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		341	277	165	32	229	219	277	90	1	0
合 計		2,951	5,106	2,812	1,659	657	3,500	5,106	3,265	12	4

(注) 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、国外に該当する項目はありません。

(4) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値(%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和6年度					
現金	3,963	－	3,963	－	0	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,163	－	7,163	－	0	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	4,439	－	4,439	－	0	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	105,966	－	105,966	－	21,251	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	324,074	23,581	314,828	5,595	255,142	80%
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	154,109	30,809	150,700	4,860	125,376	81%
トランザクター向け	－	－	－	－	－	－
不動産関連向け	271,600	－	270,240	－	195,813	72%
自己居住用不動産等向け	65,352	－	65,269	－	32,681	50%
賃貸用不動産向け	164,199	－	163,748	－	126,793	77%
事業用不動産関連向け	40,473	－	39,667	－	35,423	89%
その他不動産関連向け	1,574	－	1,554	－	913	59%
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	3,429	1	3,419	0	3,853	113%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	225	－	225	－	225	100%
取立未済手形	115	－	115	－	23	20%
信用保証協会等による保証付	91,354	－	91,294	－	6,527	7%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	4,203	137	4,203	137	4,271	98%
合計					612,485	

(注) 1.最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2.(CCF:Credit Conversion Factor)とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3.「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和6年度															
現金	3,963	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,163	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	4,439	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	105,384	-	581	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	9	-	-	12,049	-	-	-	-	-	-	-	-	34,741	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	43	10	-	431	-	-	-	-	-	-	-	-	2,771	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	30	-	2	-	-	-	33,106	-	-	-	-	7,928	-	101,801	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	1	-	-	-	33,106	-	-	-	-	7,888	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100,315	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
その他不動産関連向け	-	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39	-	1,485	-
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	515	-	-	-
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	115	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	26,017	65,276	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	41,638	65,316	-	117,983	-	581	-	33,106	-	-	-	-	45,956	-	101,801	-

(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳(つづき)
(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和6年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,963
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,163
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,439
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	105,966
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	-	833	-	253,681	-	-	19,107	-	-	-	-	-	-	-	-	320,424
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	113,604	-	-	-	-	38,700	-	-	-	-	-	-	-	-	155,560
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	14,998	24,273	-	-	11,050	-	-	63,432	13,616	-	-	-	-	-	-	270,240
自己居住用不動産等向け	-	24,273	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65,269
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	63,432	-	-	-	-	-	-	-	163,748
事業用不動産関連向け	14,998	-	-	-	11,050	-	-	-	13,616	-	-	-	-	-	-	39,667
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,554
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	1,520	-	-	-	-	1,383	-	-	-	3,419
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	225	-	-	-	-	-	-	-	-	225
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	115
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	91,294
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	4,340	-	-	-	-	-	-	-	-	4,340
合計	14,998	138,710	-	253,681	11,050	-	63,894	63,432	13,616	-	-	1,383	-	-	-	967,153

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

(6) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	47,318
10%	—	76,015
20%	12,104	82,023
35%	—	113,503
50%	37,226	1,763
75%	—	129,772
100%	1,321	462,838
150%	—	948
250%	—	1,348
1,250%	—	—
その他	—	—
合計	50,652	915,532

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものを記載しています。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の 合計額(CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	258,842	—	—	258,626
40%～70%	163,023	0	1.09	162,756
75%	137,221	30,384	16.11	138,710
80%	—	—	—	—
85%	257,549	14,530	34.25	253,681
90%～100%	74,653	9,613	15.85	74,944
105%～130%	77,965	—	—	77,049
150%	1,388	0	8.89	1,383
250%	—	—	—	—
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	970,645	54,529	20.89	967,153

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
2. (CCF:Credit Conversion Factor)とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

■ 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

■ 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。